



# 山形県公報

平成15年6月10日(火)  
第1447号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

県議会定例会の招集.....(財政課)...767  
 救急病院等の告示.....(健康福祉企画課)...同  
 山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....(同)...同  
 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所.....(保健業務課)...768  
 指定居宅介護支援事業者の指定.....(最上総合支庁福祉課)...769  
 争議行為を行う旨の通知.....(雇用労政課)...770  
 民有保安林の指定の解除.....(森林課)...771  
 道路の区域の変更.....(村山総合支庁建設総務課)...同  
 県道の供用の開始.....(同)...772

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(村山総合支庁企画振興課)...同  
 山形県地方労働委員会委員候補者の推薦.....(雇用労政課)...同  
 県営住宅入居者の一般公募.....(最上総合支庁建築課)...773  
 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(庄内総合支庁企画振興課)...776  
 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....(公安委員会)...同

## 告 示

### 山形県告示第621号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成15年6月19日山形市に招集する。

平成15年6月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 山形県告示第622号

次の病院は、救急病院を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

平成15年6月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 名 称             | 所 在 地           | 認 定 期 間                     |
|-----------------|-----------------|-----------------------------|
| 医療法人社団 小白川至誠堂病院 | 山形市東原町一丁目12番26号 | 平成15年7月1日から<br>平成18年6月30日まで |

### 山形県告示第623号

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年6月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程（昭和42年7月県告示第697号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「年0.2パーセント」を「年0.175パーセント」に、「年0.4パーセント」を「年0.35パーセント」に改める。

## 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成15年5月16日から適用する。
- 平成15年5月16日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際借入金残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第624号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条及び第6条の規定による予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所は、次のとおりである。

平成15年6月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 医 師 氏 名   | 個 別 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |                 |
|-----------|-------------------------|-----------------|
|           | 医 療 機 関 名               | 所 在 地           |
| 池 田 博 行   | 山形市立病院済生館               | 山形市七日町一丁目3番26号  |
| 斉 藤 雅 昭   | 山形市立病院済生館               | 山形市七日町一丁目3番26号  |
| 佐 藤 潤     | 山形市立病院済生館               | 山形市七日町一丁目3番26号  |
| 沼 倉 堅 一   | 山形市立病院済生館               | 山形市七日町一丁目3番26号  |
| 熱 海 裕 之   | 篠田総合病院                  | 山形市桜町2番68号      |
| 石 井 宏 忠   | 篠田総合病院                  | 山形市桜町2番68号      |
| 伊 藤 真 理 子 | 篠田総合病院                  | 山形市桜町2番68号      |
| 佐 藤 千 賀 子 | 篠田総合病院                  | 山形市桜町2番68号      |
| 千 葉 純 哉   | 篠田総合病院                  | 山形市桜町2番68号      |
| 長 谷 川 智 彦 | 篠田総合病院                  | 山形市桜町2番68号      |
| 三 浦 正 道   | 篠田総合病院                  | 山形市桜町2番68号      |
| 三 浦 祥 子   | 小白川至誠堂病院                | 山形市東原町一丁目12番26号 |
| 齋 藤 秀 樹   | 東北中央病院                  | 山形市和合町三丁目2番5号   |
| 林 朋 博     | 東北中央病院                  | 山形市和合町三丁目2番5号   |
| 布 施 健 生   | 東北中央病院                  | 山形市和合町三丁目2番5号   |
| 町 屋 純 一   | 東北中央病院                  | 山形市和合町三丁目2番5号   |

|       |                      |                              |
|-------|----------------------|------------------------------|
| 木村久雄  | 介護老人保健施設<br>サニール菅沢   | 山形市すげさわの丘727番20号             |
| 佐藤哲雄  | あかねヶ丘佐藤小児科           | 山形市あかねヶ丘二丁目10番54号            |
| 相馬正男  | 相馬脳神経クリニック           | 山形市松波一丁目11番35号               |
| 徳永正勲  | とくなが整形外科医院           | 山形市木の実町10番17号                |
| 長嶋隆一  | 長嶋医院                 | 山形市小姓町3番10号                  |
| 深瀬滋   | 耳鼻咽喉科・アレルギー科<br>深瀬医院 | 山形市七日町二丁目7番30号               |
| 本間彰   | ほんまこどもクリニック          | 山形市若宮69番1号(54街区1)            |
| 三浦玄三  | 三浦医院                 | 山形市香澄町二丁目2番39号須藤ビル2F         |
| 村山一彦  | セントラルクリニック           | 山形市吉原土地区画整理組合地内77街区<br>画地番号2 |
| 山川正紀  | やまかわ整形外科             | 山形市瀬波一丁目6番10号                |
| 山口登喜雄 | 山口内科医院               | 山形市松波四丁目2番23号                |
| 和田正   | 和田内科クリニック            | 山形市小白川町一丁目16番33号             |
| 小幡和也  | 小幡皮膚科医院              | 天童市駅西三丁目9番1号                 |
| 小幡仁子  | 小幡皮膚科医院              | 天童市駅西三丁目9番1号                 |
| 奥山雅基  | 奥山内科循環器科クリニック        | 村山市駅西19番15号                  |
| 加藤喜信  | 金山町立病院               | 最上郡金山町大字金山548番地の2            |
| 佐藤邦彦  | 佐藤医院                 | 東田川郡羽黒町大字野荒町字街道上6番2号         |
| 植村哲也  | いでは診療所               | 東田川郡羽黒町大字荒川字谷地堰42番4号         |
| 秋葉香   | 米沢市立病院               | 米沢市相生町6番36号                  |
| 中邨裕之  | 米沢市立病院               | 米沢市相生町6番36号                  |

## 山形県告示第625号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成15年6月10日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地       | 事業所の名称及び所在地                 | 指定年月日     |
|---------------------------|-----------------------------|-----------|
| 有限会社ガイドー<br>上山市下生居194番の1地 | 神室ふくすけの家<br>最上郡金山町大字金山247-1 | 平成15.5.30 |

## 山形県告示第626号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長今井敏彦から、争議行為を行うことについて、平成15年5月28日次のとおり通知があった。

平成15年6月10日

山形県知事 高橋和雄

## 1 事 件

夏季一時金等の要求に関する件

## 2 期 間

平成15年6月11日以降事件解決の日まで

## 3 場 所

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町9番34号

庄内医療生活協同組合

訪問看護ステーションきずな

同日枝海老島159番1号

庄内医療生活協同組合

協立歯科クリニック

同

庄内医療生活協同組合

協立リハビリテーション病院

東田川郡櫛引町大字上山添字神明前38番地

庄内医療生活協同組合

協立大山診療所

鶴岡市大山二丁目26番3号

庄内医療生活協同組合

協立三川診療所

東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9

庄内医療生活協同組合

総合介護センターふたば

鶴岡市双葉町13番45号

庄内医療生活協同組合

協立慢性疾患クリニック

同 文園町11番3号

医療法人健友会

本間病院

酒田市中町三丁目4番20号

医療法人健友会

のぞみ診療所

同 中町三丁目3番18号

医療法人健友会

訪問看護ステーションかがやき

同

医療法人健友会

在宅介護支援センター

同

医療法人山容会

山容病院

同 高砂二丁目1番64号

社会福祉法人恩賜財団済生会

山形済生病院

山形市沖町79番1号

医療法人社団小白川至誠堂病院

小白川至誠堂病院

同 東原町一丁目12番26号

医療法人社団松柏会

至誠堂総合病院

同 桜町7番44号

医療法人社団松柏会

至誠堂総合病院附属中山診療所

東村山郡中山町大字長崎3034番地

|                                      |                   |
|--------------------------------------|-------------------|
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院老人訪問看護ステーション     | 山形市桜町4番10号        |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院桜町わかばクリニック       | 同                 |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂ヘルパーステーション           | 同                 |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院老人訪問看護ステーションコスモス | 同上町四丁目6番12号       |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂とかみクリニック             | 同 富神前48番5号        |
| 医療法人篠田好生会<br>篠田総合病院                  | 同 桜町2番68号         |
| 医療法人篠田好生会<br>千歳篠田病院                  | 同 長町二丁目10番56号     |
| 医療法人篠田好生会<br>天童温泉篠田病院                | 天童市鎌田一丁目6番46号     |
| 医療法人二本松会<br>山形病院                     | 山形市桜町2番75号        |
| 医療法人二本松会<br>上山病院                     | 上山市大字金谷字下河原1370番地 |
| 医療法人二本松会<br>心療内科ネルフェンクリニック           | 山形市城南町三丁目6番24号    |
| 医療法人二本松会<br>精神障害者地域生活支援センター          | 同 城南町二丁目1番41号     |

## 4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他すべての争議行為とこれを妨害するものを排除する一切の争議行為

## 山形県告示第627号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成15年6月10日

山形県知事 高橋和雄

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
飽海郡八幡町下青沢字君畑57 - 1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び八幡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第628号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成15年6月10日から同年6月23日まで縦覧に供する。

平成15年6月10日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蔵王成沢長谷堂線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                     | 間   | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長      |
|-----------------------|-----|------|-----------------------|---------|
| 山形市大字松原字横手760番から<br>同 | 上まで | 旧    | 62.4メートル<br>と<br>30.3 | 125メートル |
| 同                     | 上   | 新    | 64.3メートル<br>と<br>35.3 | 同上      |

## 山形県告示第629号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成15年6月10日から同年6月23日まで縦覧に供する。

平成15年6月10日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 蔵王成沢長谷堂線
- 2 供用開始の区間 山形市大字松原字横手760番から  
同 字谷地802番3まで
- 3 供用開始の期日 平成15年6月10日

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成15年6月10日

山形県知事 高橋和雄

- 1 申請のあった年月日  
平成15年5月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 一歩・一歩の会
  - (2) 代表者の氏名  
細越正則
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形県山形市深町一丁目9番14号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、社会的に弱い立場に立たされている知的障害者が、地域の中で地域の方々の優しさに包まれ、一人ひとり生活に意欲と自己表現を高め、社会の一員として豊かな日々を過ごすことが出来るよう、知的障害者の支援に関する各種の事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

山形県地方労働委員会の第38期委員の補欠の労働者委員を1名任命したいので、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり労働者委員の候補者の推薦を求める。

平成15年6月10日

山形県知事 高橋和雄

- 1 推薦資格を有するもの  
山形県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の山形県地方労働委員会の証明を受けた労働組合
- 2 推薦される者の資格

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者であること。

3 推薦手続

別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。

- (1) 被推薦者の履歴書
- (2) 委員に就任することについての被推薦者の内諾書
- (3) 推薦をする労働組合の労働組合法施行令第21条第3項の規定による山形県地方労働委員会の証明書

4 推薦期間

平成15年6月23日(月)から同月27日(金)まで

5 推薦書の提出先

商工労働観光部雇用労政課

別記様式

年 月 日

山形県知事 殿

事務所の所在地

(電話番号 )

労働組合名

代表者氏名

印

推 薦 書

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定による山形県地方労働委員会の第38期委員の補欠の労働者委員の候補者の推薦の求めに応じ、当該委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

| 氏 名 | 生 年 月 日    | 住 所<br>(電話番号) | 連 絡 先<br>(電話番号) | 現 職 | 略 歴 | 備 考 |
|-----|------------|---------------|-----------------|-----|-----|-----|
|     | 年 月 日生( 歳) | 郵便番号          | 郵便番号            |     |     |     |

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の一般公募を次のとおり行う。

平成15年6月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称                          | 所在地              | 規格   |                     | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要 |                                    |
|-----------------------------|------------------|------|---------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|----|------------------------------------|
|                             |                  | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積 |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 |             |    | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営三吉町アバ<br>ート3号棟(336<br>号室) | 新庄市金沢1612<br>- 3 | 3DK  | 55.7<br>平方メートル      | 1    | 一般用 | 13,300<br>円             | 16,200<br>円                        | 19,100<br>円                        | 22,100<br>円                        | 25,500<br>円                        | 29,300<br>円 |    |                                    |



(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成15年6月13日(金)から6月18日(水)まで(ただし郵送の場合は、平成15年6月18日(水)までの消印のあるものに限り有効とする。)

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 最上総合支庁建設部建築課

## 5 入居の時期 平成15年7月中旬

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成15年6月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成15年5月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 まちづくり若葉の会
  - (2) 代表者の氏名  
渋谷 一春
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形県東田川郡余目町大字余目字館之内41番地3
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対して、保健・医療・福祉・介護に関する事業並びに環境・情報・教育に関する事業を行い、住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、これらの随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年6月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
山形県警察通信指令システム装置の賃貸借 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成15年4月1日
- (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目15番12号
- (5) 随意契約に係る契約金額 250,425,000円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第10条第1項第2号該当
- 2 (1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県警察通信指令システムの保守点検業務 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成15年4月1日
- (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社日立製作所東北支社 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目4番1号
- (5) 随意契約に係る契約金額 99,199,800円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (7) 随意契約による理由 特例政令第10条第1項第2号該当